

国道15号・品川駅西口駅前広場整備事業計画検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「国道15号・品川駅西口駅前広場整備事業計画検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、国土交通省と事業協力者に選定された京浜急行電鉄(株)、(株)西武プロパティーズ、東日本旅客鉄道(株)が平成29年10月20日に締結した「国道15号・品川駅西口駅前広場整備に係る事業協力に関する協定書」第7条「事業協力における検討・協議体制」に基づき設置するものであり、事業計画策定に向け、計画の具体化を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について審議を行うものとする。

- (1) 事業計画に係る検討
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第4条
1. 検討会は、第2条の目的を達成するため、各有識者、各行政機関、各事業協力者をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。
 2. 委員の追加・変更は、検討会の承認を要するものとする。

(座長)

- 第5条
1. 検討会には、座長を置き、委員の互選をもって充てる。
 2. 座長が職務を遂行出来ない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
 3. 座長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、第3条に規定する事項を検討するため、必要に応じ、事務局が招集する。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会の公開)

第8条 この検討会は非公開で行うものとする。なお、公開の必要がある場合には、検討会の承認をもって行うものとする。

(検討会資料の公表)

第9条 検討会における資料については、検討会終了後、公表するものとする。

(事務局)

- 第10条
1. 検討会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
 2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第二課及び東京国道事務所計画課に置くものとする。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、審議して定めるものとする。
- また、本規約の改正等は、検討会の審議を経て行うことができるものとする。

附 則

この規約は、平成30年10月29日より適用する。

国道15号・品川駅西口駅前広場整備事業計画検討会 委員 名簿

		役職等	氏名
有識者	座長	日本大学 理工学部 土木工学科 特任教授	岸井 隆幸
	委員	成蹊大学 経済学部 経済経営学科 教授	井出 多加子
	委員	東京大学大学院 工学系研究科 教授	羽藤 英二
行政	委員	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課長	岩田 亮一
	委員	東京都 都市整備局 都市づくり政策部開発企画課 開発計画推進担当課長	田中 佐世子
	委員	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課長	名取 伸明
	委員	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 まちづくり専門課長	小川 直記
	委員	東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課長	澤井 正明
	委員	港区 街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当課長	村上 利雄
	委員	国土交通省 道路局 企画課 評価室長	水野 宏治
	委員	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長	五十嵐 一夫
	委員	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長	井上 圭介
事業協力者	委員	京浜急行電鉄(株) 品川開発推進室 部長	杉山 勲
	委員	京浜急行電鉄(株) 品川開発推進室 部長	金子 雄一
	委員	京浜急行電鉄(株) 品川開発推進室 部長	谷井 健
	委員	(株)西武プロパティーズ 都市開発部長	妹尾 寛仁
	委員	東日本旅客鉄道(株) 総合企画本部 品川・大規模開発部担当部長	高橋 武